

令和5年度から 市税の納付方法が拡大されます

税務課管理収納係 ☎ (25) 1132

令和5年4月から地方税の新たな納付方法として、地方税共通納税システム^{エルタックス}(eLTAX)の「地方税お支払いサイト」を利用して、自宅のパソコンやスマートフォンからクレジットカードやスマートフォン決済アプリなどによる電子納付ができるようになります。

対象税目

※令和5年度課税分から利用できます。

**固定資産税・都市計画税
軽自動車税(種別割)**

利用できる決済方法

- ◇クレジットカード
- ◇インターネットバンキング
- ◇スマートフォン決済アプリ など

※クレジットカード決済は、別途決済手数料(利用者負担)がかかります。



利用方法

お手元に「@マーク」が印字された納付書を用意し、地方税お支払いサイトへアクセスしてください。納付書表面に印字されたQRコードを読み取るかeL番号を直接入力することで納付できます。

各種スマートフォン決済アプリの場合は、アプリを起動し直接QRコードを読み取って納付してください。

利用にあたっての注意事項

- ・QRコードの印字がない納付書では利用できません。
- ・領収書・継続検査用の納税証明書は発行されません。必要な場合は、税務課窓口や各連絡所、金融機関あるいはコンビニで納付してください。

くわしくはホームページで確認してください。

地方税お支払いサイト

検索

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



※ QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

マイナンバーカードの休日交付・申請窓口を開設します

市民課戸籍係 ☎ (25) 1127

仕事や学校などで平日に市役所へ手続きに行くことができないかたのために、マイナンバーカードの休日交付・申請窓口を開設します。マイナンバーカードの交付や新規申請のお手伝い、電子証明書の更新手続きなど、事前に電話などで予約のうえ、来庁してください。



とき 4月8日(土)、30日(日) 午前9時～午後3時

ところ 市役所西庁舎1階・市民課 **予約受付時間** 平日 午前8時30分～午後5時15分

※マイナンバーカードの交付は交付通知書が届いたかたが対象です。

※転入・転出などの異動手続き・証明書の発行・戸籍の届け出などはできません。

《マイナポイントについて》

対象者 令和5年2月末までにマイナンバーカードの申請をしたかた(以前から持っているかたも含む)

申込期限 令和5年5月末まで(一部の決済サービスにおいては異なる場合があります)

※申し込みにはマイナンバーカードが必要です。